

質 疑 応 答 書

工事件名 : 仙台市鶴ヶ谷第一市営住宅団地再整備事業第四工区建設工事その1

整理番号 140510531

質 問 事 項	回 答
<p>入札から契約、設計を経て、工事着手するまで約1年の期間がありますが、工事着手までの間に資材・労務単価に乖離が生じた場合、インフレーションが可能なものと考えて宜しいでしょうか。また、工事期間中にもインフレーションが可能でしょうか。</p>	<p>契約約款第65条第6項に基づき、建設工事の工期内（第2条第4項に基づく着手届の提出日から工事完成の日まで）において、急激なインフレーション等により、建設工事費用が著しく不相当となる場合は、建設工事費用の変更を請求することができます。</p>
<p>入札説明書等に「見積もり活用方式の適用」との記載はありませんが、本工事は国土交通省「営繕積算方式」の対象工事で、「見積活用方式」「共通仮設費積上げ項目の変更」「工期延長による増額変更」があるものと考えて宜しいでしょうか。</p>	<p>「見積活用方式」については、本工事では、設計・施工一括発注方式（DB方式）を採用しているため、対象外となります。「共通仮設費積上げ項目の変更」及び「工期延長による増額変更」については、設計段階で共通仮設や工事工期に変更が生じないように検討していただくこととなります。しかし社会情勢や施工条件の変化等により、共通仮設や工期が変更となる場合は、契約約款に基づき変更協議を行います。</p>
<p>落札者決定後、本事業の予定価格を算出した資料(設計費、工事費、工事監理費の構成他)等を開示して頂けますでしょうか。</p>	<p>契約締結後、仙台市情報公開条例に基づき開示することは可能です。</p>

注1 この質疑応答書は、設計図書等に対して質問がある場合（見積に必要な事項に限る。）にのみ提出して下さい。会社名を記入する必要はありません。